

総 行 行 第 1 8 号
平成31年1月31日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第五条第二項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号
に規定する総務大臣が定める要件を定める件」の公布について（通知）

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第五条第二
項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号に規定する総務大臣が定
める要件を定める件」（平成31年総務省告示第34号）は、本日公布され、経済
上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）の
効力発生の日（平成31年2月1日）から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、日欧協定の趣旨を踏まえ適切な運用
がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の中核市に対してこ
の旨周知願います。

なお、各中核市に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会シ
ステムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自
治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であ
ることを申し添えます。

記

- 1 本告示一における中核市が定める中小企業については、中小企業に関する施策
の基本法である中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲
げる中小企業者の範囲を基本として、各中核市が地域の実情に応じて方針・計画
に定める必要があるが、当該中小企業の範囲が同項に掲げる中小企業者の範囲と
異なる場合には、その客観性の確保について十分留意すること。
- 2 本告示二のロに定める事業所については、その詳細な定義（本店、支店、営業
所等）を各中核市において定めることは差し支えないこと。

3 本告示に定める中核市の方針・計画を新たに策定する場合にあっては、別紙の計画（例）のような内容が考えられるものであること。

この場合において、当該方針・計画を策定した場合には、これを公表するとともに、中核市が行う調達において当該方針・計画を適用する場合には、当該調達に係る入札公告等においてその旨を明示すること。

また、既に中核市が定めている中小企業振興計画や官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく方針その他契約・入札に関する規程等において、本告示に定める各要件が明記されている場合には、これらの計画等をもって中核市の方針・計画とすることができるものであること。

(別紙)

〇〇市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画（例）

1 本計画の性格

本計画は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する、現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当するものである。

2 本計画の目的

本計画は、本市が行う地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札において、中小企業による調達手続への参加を奨励することにより、地域の中小企業の受注機会の増大に努め、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

3 中小企業の範囲

本計画における中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。

4 中小企業による調達手続への参加の奨励

本市は、2の目的を達成するため、透明かつ公正な競争の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業による調達手続への参加を奨励するものとする。

5 中小企業の事業所の所在地

本計画の対象となる中小企業は、本市内に事業所を有するものとする。

※入札公告等における明示の例

入札公告

(中略)

○ 競争入札に参加する者に必要な資格

(中略)

(○) 本入札においては、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する「〇〇市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画」を適用する。